綾瀬市教育委員会会議録

令和８年８月定例会

令和８年８月２０日開議

綾瀬市教育委員会

出 席 委 員

教育長	袴田 毅君
教育長職務代理者	田中 恵吾君
委員	亀ケ谷 由美子君
委員	齊藤 隆訓君
委員	林 紀美子君

事 務 局 職 員

市民環境部長	佐藤 三浩君
参事兼生涯学習課長	高木 哲也君
教育部長	大矢 博之君
参事兼教育総務課長	三田 哲郎君
参事兼学校教育課長	山上 貴司君
学校給食センター所長	比留川 晋一君
参事兼教育指導課長	高橋 健君
参事兼教育研究所長	三橋 周作君
参事兼総合教育支援センター所長	渡邊 倫康君

書 記

教育総務課総務担当主幹	関 洋平
教育総務課総務担当主事	五十嵐 匠

令和８年綾瀬市教育委員会会議８月定例会議事日程

令和８年８月２０日（木）午後２時開議

日程第１		会議録署名委員の指名について

議案

日程第２	第３２号議案	綾瀬市公立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
日程第３	第３３号議案	綾瀬市立学校職員服務規程の一部を改正する規程
日程第４	第３４号議案	令和７年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算・教育委員会関係歳入歳出決算に係る意見の申入れについて

報告

日程第５	第８号報告	令和８年度綾瀬市臨時教育支援委員会で判定された児童・生徒の学校（学級）指定の報告について【非公開】

午後２時００分　開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめご報告をさせていただきます。

本日の会議には、現在のところ傍聴の申し出者はございませんが、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席者は５名であります。定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議８月定例会を開会いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第１　会議録署名委員の指名」をいたします。会議録署名委員に、田中職務代理者を指名いたします。

○教育長（袴田毅君）

議題に入ります前に、本日の議事日程についてお諮りいたします。

「日程第４　第３４号議案　令和７年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算、教育委員会関係歳入歳出決算に係る意見の申出について」、この件につきましては、綾瀬市が９月定例会に提出予定の議案に関するものであり、現時点では非公開の情報が含まれているため、綾瀬市教育委員会会議規則第８条第１項第４号の規定により、非公開審議としたいと存じます。

また、「日程第５　第８号報告　令和８年度の綾瀬市臨時教育支援委員会で判定された、児童生徒の学校（学級）指定の報告について」、この件につきましては、個人情報が含まれるため、綾瀬市教育委員会会議規則第８条第１項第３号の規定により、非公開審議としたいと存じます。

お諮りいたします。

本２件を非公開審議とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（　委員の挙手確認　）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって第３４号議案及び第８号報告は、非公開審議と決定いたしました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第２　第３２号議案　綾瀬市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正

する規則」、この件を議題といたします。

それでは本件に関し、説明を求めます。

教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、第３２号議案、「綾瀬市公立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案書の４ページを御覧ください。

提案理由につきましては、記載のとおり、学校の学年始休業の期間を見直すとともに、教職員の服務等に関する規定の整備を図るため、所要の改正をいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第２条第１項第３号の規定により提案するものでございます。

議案資料の２ページ、３ページを御覧ください。

新旧対照表となりますが、左側が改正案、右側が現行の内容となっております。

現行の第３条第１項第３号において、学年始休業期間を４月１日から４月４日まで、小学校第１学年は４月１日から４月５日までと規定しておりますが、カレンダーの並びによっては、始業式までの準備期間が平日２日間となることがございます。

教職員の働き方改革を推進するため、カレンダーの並びにかかわらず、平日４日間の準備期間を確保できるよう、学年始休業期間を４月１日から起算して４日間、小学校第１学年は５日間とし、当該期間に日曜日及び土曜日を算入しないように改正いたします。

６ページ、７ページを御覧ください。

本改正に合わせ、令和５年度に同様の問題が生じた際に定めた附則第３項を削除いたします。

２ページ、３ページにお戻りください。

現行の第１４条の２第２項、及び５ページの第２２条では、どちらも総括教諭の職の発令について規定していますが、内容に一部重複している部分があることから、第１４条の２第２項を削り、４ページに記載の第２２条に一本化するものでございます。

４ページ、５ページを御覧ください。

現行の第２５条及び第２６条につきましては、それぞれ職員の休暇と出張について規定しておりますが、いずれも服務に関する規定であることから、綾瀬市立学校職員服務規程で定めることとし、削除をいたします。

これに伴い、９ページに記載の第７号様式を削除いたします。

その他、ただいま御説明いたしました改正に伴い、記載のとおり、条番号や様式番号等に関す

る改正を行います。

議案書の３ページにお戻りください。

施行期日は、公布の日から施行するとしております。

以上で説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは第３２号議案に関しまして、質疑、討論がございましたら、お願いいたします。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

議案書の３ページのところの４月１日から起算して４日間ということは、今回そもそも何でこれを見直すのかという点と、その変更に関して、デメリットはどのようなものが想定されるのかを教えてください。

○教育総務課長（三田哲郎君）

元の規定では土日関係なく、４月１日から４日まで、小学校第１学年は５日までとしていたところであります。

年度初めの準備期間におきまして、例えば４月１日から４日の間に土日が入ってしまうと、平日の稼働日としては２日しか準備期間がないということがございます。

その準備がままならないという状況で、学校現場からも改善の要望がありましたので、このたび見直しを実施したものです。

土日を期間に入れずに平日の準備期間を確保する、そういう目的で今回改正に至っております。

もう一つのデメリットの部分でございます。

教育課程における単位の確保というところに課題があるのではないかと考えられますが、今回の改正の範囲では影響がないことを校長会のほうでも確認しております。

○委員（齊藤隆訓君）

ありがとうございます。

今のお話を聞いて、先生たちが本当に大変だったのだなということが改めてわかりました。

御説明どうもありがとうございました。以上です。

○教育長（袴田毅君）

ほかにございますか。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

齊藤委員の質問に関連して、これは綾瀬市単独の改正ということですが、近隣の市町村の動向はどのようになっておりますでしょうか。

その部分を御説明いただければ助かります。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（三田哲郎君）

近隣市の状況でございます。

現時点で厚木市、愛川町、清川村、また政令指定都市であります川崎市が、本市と同じような形で準備期間の確保ということで、規則の改正を実際に行っているところであります。

ほかの市町村につきましては、まだ規則が改正されたという情報は聞いておりませんが、全国的に見ましても準備期間の確保は大きな問題であるということで、働き方改革も言われておりますので、徐々にそういった動きが広がっていくものと捉えております。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

ありがとうございました。

○教育長（袴田毅君）

よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

今回は働き方改革の推進のためにということで、学校からの要望もありました。

昔、学校現場にいたものとしますと、働き方改革が着実に進んでいるなと感じます。

ぜひ、こういう方向で今後も進めていってほしいと思います。

それでは、ほかにございますか。

それでは、質疑、討論なしと認めます。

これより第３２号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（　委員の挙手確認　）

○教育長(袴田毅君)

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第３　第３３号議案　綾瀬市立学校職員服務規程の一部を改正する規程」、この件を議題といたします。

それでは本件について、説明を求めます。

教育部長、お願いします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、第３３号議案、「綾瀬市立学校職員服務規程の一部を改正する規程」について御説明いたします。

議案書の７ページを御覧ください。

提案理由でございますが、中段に記載のとおり、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、一部の休暇の承認手続を見直すとともに、教職員の服務に関する規定の整備を図るため、所要の改正をいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第２条第１項第３号の規定により提案するものでございます。

議案資料の１２ページ、１３ページを御覧ください。

新旧対照表となりますが、左側が改正案、右側が現行の内容となっております。

初めに、議案資料１２ページ中段の第１４条第１項及び第２項、１４ページ中段の第２５条でございます。

これまで職員の休暇の承認、または届出の受理及び出張につきましては、綾瀬市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第２５条及び第２６条に規定しておりました。

これを、教職員の服務に関する規定の整備を図るため、第３２号議案で御説明させていただきましたとおり、管理運営に関する規則から当該規定を削除し、綾瀬市立学校職員服務規程において規定するものでございます。

次に、１２ページの第１４条第７号でございます。

これまで職員が海外渡航を計画しているときは、所定の様式にて、所属長に届け出ることとされており、所属長は、それを速やかに教育長へ報告しておりましたが、近隣市等の状況を鑑み、また、学校職員の負担軽減を図るため、所定の様式の提出を求めず、本服務規程の第２８条で定めている、私事旅行中の連絡対応のみに努めることといたします。

１５ページを御覧ください。

現行の第１４条第１１項でございます。

これまで会計年度任用職員については、子の看護等休暇及び短期介護休暇の一部が有給休暇であったため、有給部分と無給部分を管理する休暇管理簿を使用しておりましたが、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、全日有給となったため、規定を削除いたします。

そのほか、文言や規定の整備など、所要の改正を行うものでございます。

議案書の６ページ、７ページにお戻りください。

附則にございますとおり、施行期日につきましては、公表の日からとしております。

以上で説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは第３３号議案に関しまして、質疑、討論がございましたら、お願いいたします。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

議案書の６ページ、今回の改正前のところで、労基法第３９条以外と労基法第３９条という区分があるのですが、これはどういったものなのか教えてください。

○学校教育課長（山上貴司君）

ただいまの質問に対して具体的にお話をさせていただきます。

これは会計年度任用職員の様式になります。

労働基準法第３９条のことになりますが、任期が６か月以上経過したときに、週３日勤務の会計年度任用職員の方は、５日間の年休が取れる状況になります。

これが労働基準法第３９条の年休の付与という形になります。

ですが、それ以外に、左側の「労働基準法第３９条以外」ということで、神奈川独自の年休を

支給していた状況にございます。

これは会計年度任用職員の週３日勤務の方で、実は１か月勤務しますと１日年休がもらえるという状況が今まで発生しておりましたので、これまでは二つの記載欄が必要となっておりました。

それが今回、休暇等の条例が改正され、労働基準法第３９条のほうにまとまったため、欄が一つになったという状況でございます。以上です。

○委員（齊藤隆訓君）

わかりました。ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

はい、他にございますか。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

議案資料の１８ページ、１９ページの部分になります。

ここでは、今までの「年」という様式から、今回の変更で「年度」に変更になりますよね。

このように変えるからには、何か大きなメリットを考えているのだと思います。

そのメリットについて教えてください。

併せて、「学校職員」というのは、どこまでを範疇としているのかを教えてください。

以上です。

○学校教育課長（山上貴司君）

ただいまのご質問ですが、最初の部分の出勤簿についてお答えします。

出勤簿が、先ほど年休の変更があったのと同様に、暦年のものではなく、４月始まりの「年度」の出勤簿に変更となりました。

これまでは１月から始まる出勤簿だったのですが、改正後は４月始まりの出勤簿となるため、改正をしたという状況になります。

また、二つ目のご質問の教職員の範疇ですが、様々な捉え方があるかと思います。

学校に勤務されている方は、県費の教職員以外にも、市の会計年度任用職員、県の会計年度任用職員、そしてＳＣや介助員なども含まれますので、広く捉えるならば、学校の職員室にいらっしゃる先生方や職員を教職員と考える状況になります。

ただし、法律によっては、正規の事務職員までという規定になっているものもございますので、捉え方はそれぞれの規定によって異なってくるものと考えております。以上です。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

わかりました。

学校職員について確認をしたいのですが、校長は含まれますか。

私の経験上、校長先生は年休簿などを書かなかったと思うのです。

出勤簿も、校長先生は３６５日勤務というように形式上は考えられていますので、実際はどうなっているのかを確認したくて質問したのですが、校長はどうするのでしょうか。

その点をもう一度詳しく教えてください。

○学校教育課長（山上貴司君）

おっしゃるとおり、校長先生につきましては出勤簿はありません。

それ以外の方については、出勤をしたら押印をするという形の紙ベースのものが存在しております。

以上です。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

では、先ほどメリットのことをお聞きしましたが、年から年度に変わるところで、メリットとしてはどのようなところが考えられますか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

出勤簿が年度に変わったのは、先ほど申し上げた年休付与の時期が、これまで１月１日だったものが、法改正に伴い４月１日に付与されることになったためです。

それに伴って出勤簿も年度初めに合わせる形となり、整合性が取れるようになったということがメリットでございます。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

自分も現場を経験している者として、このメリットはすごく大きく感じるのです。

要するに、転勤する先生方については、出勤簿や関係資料を添えて新しい学校に送付したりする経緯があったのですが、４月１日付の年度が変わるタイミングにに統一されることで、そのような手間暇が省かれるのではないかと思います。

これも働き方改革に関わってくるのではないでしょうか。

事務方などの関わる手数が少なくなるという意味で、年から年度に切り替えることで大きなメリットになるのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

この改正は働き方改革というよりも、年休や出勤簿に係る制度の変更に伴うものです。

事務的な負担が減ったかというと、逆に今までどおりではなくなったため、事務職員のほうは最初は大変だったと思います。

今までは１月から３月まで使っていたものを、異動のところに持っていくだけでよかったものが、新年度用に新しく作ったものを持っていかなければならない状況になりますので、そこが果たして働き方改革になっているのかというと、逆に負担が増える側面もあるのかなと考えております。

回答になっているかわかりませんが、以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

ほかにございますか。

林委員。

○委員（林紀美子君）

資料の２０ページから２６ページの様式が削除になった理由について、部長からも、負担軽減や年休の扱いになったのでなくなりましたと説明を受けました。

しかし、海外旅行に先生方が行かれる際、この様式がなくなってしまった場合、どのような形

で今後管理していくのかを知りたいです。

○学校教育課長（山上貴司君）

服務規程上の様式としては削除いたしますが、やはりこの様式を参考に、学校独自で職員に対して書類を提出してもらう形をとっても良いのではないかと考えております。

服務規程の第２８条には、「職員は、宿泊を要する私事旅行等により住居を離れるときは、その間勤務先からの緊急時連絡に対応できるように努めなければならない」という規定がありますので、校長先生としてはここを根拠にして、海外旅行や国内旅行に対して、どこでどのように行動しているのかを確認することができます。

一律の服務規程上の様式ではなく、別の形でも確認ができると考えておりますので、今回の様式は一旦削除いたしますが、同様の様式やより簡素な形で、提出を求めても良いのではないかと考えています。

○教育長（袴田毅君）

ほかはいかがでしょうか。

それでは、これで質疑、討論なしと認めます。

これより第３３号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（　委員の挙手確認　）

○教育長(袴田毅君)

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

それでは、これより非公開審議に入ります。

本日は傍聴者がおりませんので、このまま審議を続けたいと思います。

「日程第４　第３４号議案　令和７年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算、教育委員会関係歳入歳出決算に係る意見の申出について」、この件を議題といたします。

それでは審議に入りますが、説明は教育部長より教育委員会全体の説明、その後、各所属長より所管課の説明をお願いいたします。

では、初めに教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、第３４号議案「令和７年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算・教育委員会関係歳入歳出決算に係る意見の申し入れについて」、ご説明いたします。

秘密会議案書の３ページをご覧ください。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、令和７年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算・教育委員会関係歳入歳出決算の綾瀬市議会９月定例会への議案提出について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、綾瀬市長へ意見を申し入れいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第２条第１項第４号の規定により、提案するものでございます。

それでは、教育費の決算の概要について、説明させていただきます。

議案書の４ページをご覧ください。

歳入でございます。

下段の総計にございますとおり、予算現額１２億１，６００万円余に対し、収入済額は、１０億６，８００万円余で、収入割合は、８７．８７％となっております。

次に７年度決算の特徴的な部分を説明させていただきます。

まず、歳入決算ですが、特に大きく占めるのは、１６款　国庫支出金の、２億７，０００万円余、２２款の諸収入の、２億５，７００万円余、２３款の市債の、５億２，８００万円余で、この３つの款で、１０億５，６００万円余と収入の約９９．３％を占めております。

国庫支出金は、学校施設の環境を改善するための事業のほか、要保護及び準要保護児童・生徒就学援助事業などに充当されております。

次に、５ページの歳出をご覧ください。

歳出の詳細につきましては、後ほど各課長が説明いたしますので、私からは、総括的な説明をさせていただきます。

歳出の１０款　教育費のうち、スポーツ課が所管する５項の保健体育費を除いた教育委員会所管の４項までの部分でございます。

最下段の総計にございますとおり、予算現額３６億４，５００万円余に対し、支出済額は３３億３，８００千万円余で、支出割合は、９１．５９％となっております。

また、右から２番目の欄に、翌年度繰越額がございますが、１項教育総務費、２項小学校費、３項中学校費にございます。

こちらは、継続費である総合教育支援センター整備工事、綾南小学校受変電設備改修工事、綾

瀬中学校Ａ棟空調設備機能復旧工事の事業費の他、小中学校の改修工事について、国の補正予算に伴い、令和８年度に実施予定であったものを令和７年度補正予算へ前倒して計上し、繰越を行ったものでございます。

次に、６ページをご覧ください。

市全体の決算の概要でございます。

市の一般会計全体の決算の規模でございますが、上段の（１）決算の規模のとおり、歳入は、３７８億５，０００万円余で、前年度比８．２％の増、歳出は、３６６億２，０００万円余で、前年度比９．１％の増となっています。

歳出の増減要因でございますが、まず減要因としましては、国の定額減税補足給付金の減のほか、早川中央区画整理事業の完了に伴う負担金の減などが挙げられます。

一方、増要因としましては、コミュニティ供用施設の建設工事や南部ふれあい会館の空調設備改修、綾西小学校の空調機能復旧工事などが挙げられます。

次に、７ページをご覧ください。

１０款　教育費の予算現額、決算額につきましては、教育委員会の所管のほか、市長部局のスポーツ課が所管する予算も含まれておりますことから、先ほどの５ページの額とは一致しておりません。

次に、８ページ・９ページをご覧ください。

市債の状況でございます。

工事等を行う際に市債を借入れ、事業を実施しておりますが、その借入状況でございます。

区分の欄の中段に「教育」がございます。

令和７年度の発行額（借り入れた額)、１０億５，３００万円余に対し、２億７，６００万円余を返済いたしましたので、令和７年度末の現在高は、３６億４，３００万円余となっております。

以上が、教育費の決算の概要でございます。

このあと各所属長から各課の主な事業について説明がありますので、よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

続きまして、各所属長より説明をいたします。

初めに、教育総務課長、お願いいたします。

○教育総務課長（三田哲郎君）

それでは、教育総務課が所管いたしました歳出決算の補足説明をさせていただきます。

議案資料の６ページを御覧ください。

上段の教育委員会運営経費でございますが、教育行政を円滑に運営するための経費でございます。

教育委員会会議や、教育委員会で所管する事務の点検評価に関する第三者委員会の開催のほか、教育に貢献のありました、個人及び団体に対して教育委員会表彰を実施しました。

７年度は、学校教育、社会教育関係で功績のあった６人と、スポーツ、芸術関係で功績のあった３５人と２団体、ボランティア関係で功績のあった２団体を合わせまして、個人４１人と４団体を表彰いたしました。

次に、下段を御覧ください。

教育施策の企画及び調整を行うための、教育委員会事務局総務管理経費でございます。

新規事業といたしまして「指導主事マネジメント研修」を実施しました。

学校現場から行政に異動された指導主事が、慣れない業務の中で、事務を効率的に執行できるようになることを目的にしたものでございます。

研修では、各部署の課題を共有し、具体的な解決策をグループで検討するとともに、変化に柔軟に対応し、迅速に改善を続ける考え方や、業務の見える化などの手法を学んだものでございます。

参加者の５７％が研修内容を業務に活用できると評価する一方で、実践できるか不安であるとの意見もありましたので、そういった指導主事の生の声を踏まえ、カリキュラムを修正しながら、本年度も実施したところでございます。

続いて、７ページを御覧ください。

上段の小学校運営管理経費でございますが、児童が充実した学校生活を送れる教育環境を確保するため、小学校に要する経費でございます。

管理用消耗品や老朽化した児童の机、いすを更新するなど、小学校の円滑な学校運営に寄与できたものと考えております。

次に、下段を御覧ください。

小学校施設維持管理経費でございます。

本経費は、施設の維持管理に必要な点検や修繕に加え、光熱水費も大きな割合を占めております。

特に電気料金に関して、コスト削減と環境負荷軽減を両立するため、従来の電気会社契約から新電力への切替えを再度実施したところであります。

電気需給契約の切替えにより、年間の電気料金が約２０％削減され、結果として施設の維持管理経費の最適化に寄与しております。

次に、８ページを御覧ください。

小学校施設改修事業費になります。

教育環境の充実を図るため、老朽化した学校施設の改修を行うための経費でございます。

近年の猛暑に伴う熱中症対策と災害対策のため、令和５年度から令和７年度にかけて、全１５校の体育館に空調設備を設置する計画を進め、最後の小学校５校への設置が完了したところであります。

これにより熱中症警戒アラートが発令され、屋外で体育の授業ができない場合でも、体育館で授業を行うことが可能となり、学校から好評を得ている状況でございます。

ただし、酷暑日が続くと、体育館の配置や構造によって輻射熱が増え、空調の効きが悪くなる学校も一部あります。現在その解消に向けた対策を調査中でございます。

また、学校施設の再編については、これまでの「学校施設再編・再整備方針・長寿命化計画」から「学校施設再整備・長寿命化方針」へと変更し、今後は公共施設再編計画の中で第２期アクションプランと一体的に進めていくこととしております。

執行残につきましては、各委託や工事の入札残が８，１５８万４，０００円あります。

加えて、国の令和７年度補正予算により措置された国庫補助事業として、綾瀬小学校体育館棟の飛散防止フィルム改修工事を令和８年度に繰り越した１，８３１万円を合わせますと、合計で９，９８９万４，０００円となってございます。

次に、９ページを御覧ください。

下段の中学校施設改修事業費になります。

小学校施設同様に、中学校施設の改修工事を行うための経費でございます。

学校施設の再編については、小学校施設改修事業費と同様に、第２期アクションプランと一体的に取り組んでまいります。

また、綾瀬中学校Ａ棟の屋根防水と外壁塗装は、改修から約２０年となり経年劣化が見られたため、文部科学省の補助金を活用して改修工事を実施しました。

執行残については、各委託や工事の入札残が５，０７０万２，０００円でございます。

加えて、国の令和７年度補正予算により措置された国庫補助事業として、北の台中学校体育館棟の飛散防止フィルム改修工事を令和８年度に繰り越した１，４０６万円を合わせますと、合計

で6，４７６万2，０００円となってございます。

以上で教育総務課の決算説明とさせていただきます。

○教育長（袴田毅君）

続きまして、学校教育課長、お願いいたします。

○学校教育課長（山上貴司君）

それでは、学校教育課が所管いたしました令和７年度歳出決算のうち、学務担当が実施いたしました事業に係る補足説明をさせていただきます。

議案資料の１３ページを御覧ください。

上段の教職員健康診断経費でございますが、綾瀬市立小・中学校の教職員を対象とする、定期健康診断やストレスチェックなどの実施に要する経費でございます。

令和７年度は２９５人が教職員定期健康診断を受診したほか、４４０人がストレスチェックを受検するなど、教職員の心身の健康保持増進及び労働衛生管理体制の整備を図るための事業を実施し、疾病の予防や健康管理につなげることができました。

次に、１４ページを御覧ください。

上段の学務管理経費でございますが、小・中学生の卒業証書の作成や、学籍管理等を行うための就学事務システムの使用料、また学務に係る事務的な経費でございます。

令和７年度は、例年の事務のほかに、教職員の在勤時間を把握し、業務量を適切に管理するため、教職員の勤務状況を管理する勤怠管理システムを導入したことにより、前年度決算額と比較し、４６２万7，０００円の増となっております。

本システムの導入により、教育委員会においても教職員の勤務状況を随時確認することが可能となりましたことから、業務量を適切に把握することにより、現状や課題を踏まえた教職員の働き方改革に向けた取組を進めていきたいと考えております。

次に、下段の要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業費でございますが、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費など、就学に必要な費用の一部を援助するための経費でございます。

令和７年度は、準要保護者が1，１２０人となり、前年度の1，１８２人と比較して６２人の減となりましたが、給食費の値上げ等により、事業費は８５万3，０００円の増となっております。

また、要保護者につきましては、生活保護制度において生活扶助や教育扶助が給付されておりますことから、生活保護制度では給付対象となっていない修学旅行費について、９人の要保護者

に対して援助を行いました。

次に、１５ページを御覧ください。

上段の特別支援教育就学奨励事業費でございますが、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室に通う児童生徒の保護者に対して、学用品費など、就学に必要な費用の一部を援助するための経費でございます。

令和７年度の受給者数は、小学校が１０１人、中学校が５９人、合計で１６０人となり、前年度の１４８人と比較して１２人の増となりました。

また、執行率が６５．７％となっておりますが、これは学校給食センターにおいて給食費の半額補助を実施したことにより、奨励費からの給付額が減少したことによるものです。

受給者数は年々増加傾向にありますことから、引き続き学用品費などを援助することで、児童生徒の就学を奨励し、特別支援教育の充実を図ってまいります。

特に、１６ページを御覧ください。

奨学金給付事業費でございますが、経済的理由により高等学校等での修学が困難な方に、奨学金を給付するための経費でございます。

給付型の奨学金として、国公立高等学校等に通う生徒に対して月額５，０００円、私立高等学校等に通う生徒に対して月額１万円の奨学金を、令和７年度は１２５人に対して給付を行いました。

奨学金の給付により、高等学校等で要する学費などの一部を援助することで、修学を奨励することができたと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

続いて学校給食センター所長、お願いいたします。

○学校給食センター所長

それでは、学校教育課学校給食センターが所管いたしました歳出決算の補足説明をさせていただきます。

議案資料１２ページを御覧ください。

上段の学校給食運営経費でございますが、市内小・中学校で学校給食を実施するための経費のうち、給食食材の調達及び調理等に要する経費でございます。

主な内容といたしましては、委託料として、給食の調理及び配送に関わります経費、給食配送用のコンテナ、連続焼物機などの備品購入経費のほか、物価高騰に伴う給食食材費である賄材料費への支援、国の交付金を活用した学校給食費の半額補助など、学校給食の安定的な提供や保護者の負担軽減のための経費となっております。

前年度決算額と比較して、決算額が１，２９５万８，０００円ほど増額となっている主な理由でございますが、物価高騰による給食食材価格の上昇に伴い、賄材料費に不足が生じたため、２，７４９万９，０００円の増額の補正予算措置を行ったことによるものでございます。

続きまして、下段の学校給食センター維持管理経費でございます。

学校給食センターの施設維持管理に伴います電気、ガス、上下水道などの光熱水費のほか、物件・施設の修繕料、設備点検や清掃委託料などが主な経費となっております。

前年度決算額と比較して、決算額が２，７６３万７，０００円ほど増額となっている主な理由でございますが、学校給食センターにある食器消毒保管機や、食器洗浄機の修繕、施設内にある樹木、桜の伐採を実施したことによるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

続いて、教育指導課長、お願いいたします。

○教育指導課長（高橋健君）

それでは、教育指導課が所管いたしました令和７年度歳出決算の報告について説明させていただきます。

資料の１８ページ、上段を御覧ください。

まず、教育指導管理経費でございます。

こちらは、学校の教育活動を支援するための経費で、児童生徒等に係る保険料や、宿泊行事等看護業務委託料、そして教材費等の支払いに係る引き落とし手数料、教科用図書等の整備のための経費が主なものでございます。

前年度に比べ６７．８％の減額となっておりますが、こちらは主に、中学校の教科書の採択替えの終了に伴う、教師用教科書、指導書やデジタル教科書の購入冊数の減によるものでございます。

本事業費の効果としましては、教師用の教科書、指導書を購入することにより、学習指導の充

実を図ることができました。

また、児童生徒に係る保険料や、宿泊行事等における看護業務を委託した看護師の随行を行うことで、安全安心な学習環境を支援することができました。

さらに、教材費等の支払いに係る引き落とし手数料を公費による負担とすることで、保護者及び教員の負担を軽減することができたと考えております。

次に、１９ページの上段を御覧ください。

国際交流教育推進事業費についてでございます。

こちらは、外国語活動及び英語教育を充実させるために、外国籍児童生徒等に対する学校生活への適応支援や、日本語能力の育成を行うための経費でございます。

本事業費の効果としましては、外国語指導助手の配置により、子どもたちに生きた英語に触れさせる機会や、外国の言語や文化に親しむ機会を提供し、英語コミュニケーション能力の充実を図ることができたと考えております。

なお、日本語の指導を必要としている外国籍児童生徒に対しましては、市内７小学校及び１中学校に国際教室を設置し、学校生活に円滑に適応できるよう支援するほか、日本語指導協力者の派遣により、通訳や翻訳を通じて、教育指導の援助及び外国籍児童生徒の学校生活への適応指導等の充実・推進を図ることができました。

また、年度途中で日本語が全くできない外国籍児童生徒が転入した場合には、日本語巡回サポーターを派遣し、日本語指導等を行うことで、学校生活に早く適応できるよう支援を行っております。

次に、２０ページの上段を御覧ください。

学力向上推進充実事業費についてです。

こちらは、児童生徒の確かな学力向上に向けて、教育指導に係る必要な支援を行う事業で、主に読書の習慣づけや学習意欲を高めるとともに、学校運営協議会を運営するための経費になります。

本事業の効果といたしましては、学校司書の活動や図書購入等による学校図書館の読書環境の整備により、子どもたちの読書活動を支援するとともに、小学校５・６年生、中学校１年生を対象に、新聞を活用した補助教材を用いて、児童生徒の読解力向上に取り組みました。

また、令和４年度から開始しております学校運営協議会におきましては、地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりの実現に向けて、各学校で熟議を通して議論を深め、地域と一体となって特色ある学校づくりに努めることができたと考えております。

２０ページの下段を御覧ください。

校外活動補助事業費についてでございます。

こちらは、中学校部活動の振興を支援するための経費で、教員に代わって部活動の指導を行う部活動指導顧問への謝礼のほか、顧問等の補佐を行う部活動指導協力者などの派遣や、部活動全般への活動を支援している部活動振興会への補助金、また、関東大会以上の大会に参加する生徒の負担軽減のための生徒派遣費補助金が主な経費でございます。

本事業の効果といたしましては、部活動指導員等を増やすことで、現在の部活動における教員の負担軽減を図るとともに、生徒への専門的な指導を行うことができたものと考えております。

また、近年の急速な少子化、教員の働き方改革という中で、休日の部活動の地域展開につきましても協議を重ねてまいりました。

スポーツ課、生涯学習課、学校教育課のほか、学校、ＰＴＡ、市スポーツ協会等の代表者にも参加いただき、部活動推進協議会を年５回開催し、地域展開での協議を重ねるとともに、児童生徒や教員等へのアンケート、リーフレットの配布、説明会も実施し、今年度の夏以降における休日部活動の地域展開の実現に向けて、準備を進めてまいりました。

以上で教育指導課の説明とさせていただきます。

○教育長（袴田毅君）

続いて、教育研究所長、お願いいたします。

○教育研究所長（三橋周作君）

それでは、教育研究所が所管いたしました歳出決算の補足説明をさせていただきます。

議案資料の２４ページを御覧ください。

まず、教育研究所管理経費でございますが、教育研究所の管理運営や保護者等に情報提供を実施するための経費でございます。

主な事業といたしましては、学校ホームページ管理業務、学校情報配信システムの管理業務となります。

学校ホームページ管理業務では、市内全ての小・中学校のホームページに学校基本情報や学校だよりなどを掲載し、保護者や地域住民に学校情報をオンライン上で提供することができました。

学校情報配信システムの管理業務では、児童生徒の保護者への緊急時の一斉連絡や、欠席、遅刻の連絡機能があり、保護者との連絡をオンライン化することで、教職員や保護者の負担を軽減することができました。

続いて、２４ページの下段、教育研究所研修研究事業費でございますが、教育研究や教員への

研修、およびオンライン教材を活用した児童生徒の学力向上を実施するための経費でございます。

教育研究事業につきましては、事業概要欄のとおり、３分野４研究会を設け、研究を進めてきました。

研究内容及び成果につきましては、公開授業の実施や、研究報告書、研究紀要の発行を通して、研究成果の提供を行いました。

ＡＩ型学習ドリルなどの使用料につきましては、令和７年９月から、ベネッセコーポレーション株式会社の「ミライシード」を導入し、児童生徒に個別の状況に応じた教材の提供が可能となりました。

続きまして、２５ページの上段を御覧ください。

就学前日本語プレスクール事業費でございますが、日本語指導が必要と判断された未就学児に対して、プレスクールを実施するための経費でございます。

就学前日本語プレスクール事業は、小学校入学前の１月から３月まで、週２回、１回１時間で実施しました。

結果として１５名の未就学児が参加し、参加者全員が入学時に、学校で必要な最低限の日本語が話せるようになり、学校生活に円滑に適応することができるようになりました。

続いて、２５ページ下段の小学校ＩＣＴ化推進事業費でございます。

中学校ＩＣＴ可推進事業費につきましては、２６ページとなります。

ほぼ同じ事業になりますので、まとめて御説明をさせていただきます。

小・中学校のＩＣＴ環境を充実させ、情報教育を推進するための事業でございます。

主な事業内容でございますが、ＩＣＴ機器の整備、ＩＣＴ機器消耗品の購入、校務支援システムや機器の賃貸料、機器の修繕料などがございます。

令和７年度につきましては、学習用タブレットの更新を実施し、県の共同調達を活用して、児童生徒にクロームブックを導入いたしました。

また、学習系インターネットを１Ｇｂｐｓから１０Ｇｂｐｓに拡張する設定変更の作業の他、備品の購入を行い、教育ＩＣＴを活用した教育環境の整備を行いました。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくお願いします。

○教育長（袴田毅君）

それでは続いて、総合教育支援センター所長。

○総合教育支援センター所長（渡邊倫康君）

それでは、総合教育支援センターが所管いたしました歳出決算の補足説明をさせていただきます。

なお、総合教育支援センターにつきましては、令和８年度から新設され、教育指導課と教育研究所が所管していた事業の一部が移管されておりますことから、御説明の中で「教育研究所」と申し上げるものがございますので、御了承いただければと思います。

それでは、議案資料２８ページをお開きください。

上段の障害児童生徒就学支援事業費についてでございますが、これは障がいを持った児童生徒への支援のため、心身障害児童生徒就学指導委員会の開催や、宿泊的行事等に参加する際の介助業務の整備等を行う事業でございます。

新規事業として、令和６年度から各小学校に順次開設しております情緒通級指導教室、いわゆる「まなびの教室」に係る研修会講師謝礼を設定したり、補助教材等を購入したりいたしました。

このことにより、令和８年４月の段階で、市内小学校１０校のうち８校で「まなびの教室」が開設済みでございます。

本事業費の成果といたしましては、日常及び宿泊行事等において、障がい児童生徒に対してきめ細かな介助を行うとともに、就学指導委員会での協議のもと、適切な就学先の決定を行うことで、一人一人の実情に合った学習環境を提供することができました。

次に、２９ページ上段を御覧ください。

教育相談事業費でございますが、これは教育相談の実施に要する経費でございます。

スクールカウンセラーを全小学校、教育支援教室、教育研究所に、スクールソーシャルワーカーを全中学校区、教育研究所に、さらに教育相談員を教育支援教室、教育研究所にそれぞれ配置いたしました。

本事業費の成果といたしましては、児童生徒の見取りや教員への助言、ケース会議での助言、保護者相談等を通して、児童生徒や保護者、学校への支援を行うことができました。

なお、スクールカウンセラーによる全小学校での相談件数は、児童や保護者との相談、ケース会議、教職員との情報交換等を含めて、１万３，５２５件でした。

スクールカウンセラーは、通常の教育相談に加えて、教育研究所で行う心理検査に結びつけることにより、不登校や発達障害のある児童の早期発見や早期対応をすることができ、医療機関へとつなげることもできました。

なお、教育研究所における相談件数は１，０１９件で、うち心理検査は１２０件でございました。

次に、３０ページ上段を御覧ください。

総合教育支援センター整備事業費でございます。

増加傾向にある特別な配慮を必要とする児童生徒や、義務教育終了後の子どもたちの支援の充実を図るため、総合教育支援センターを整備するための経費でございます。

増減率２１２．９％につきましては、建設工事前に試掘調査や地盤改良が必要となったため予算の流用、充用を行ったこと、また、早期開設に向け６月議会等で補正予算を組んだことによるものでございます。

執行率の６７．６％につきましては、相談棟改修工事費用の逓次繰越しを行ったことによる残額でございます。

次に、同じページ下段の小学校不登校支援事業費でございます。

不登校や不登校傾向の児童の支援を行い、学校への復帰及び不登校の未然防止を図るための経費でございます。

増減率のマイナス９６．５％につきましては、環境整備のための備品購入が令和６年度に終了したことによる減でございます。

次に、３１ページを御覧ください。

中学校不登校支援事業費でございます。

こちらは、先ほどの小学校同様、中学校における不登校対策を図るための経費でございます。

増減率の５３１．２％につきましては、校内教育支援センター環境整備のための備品、消耗品を購入したことによる増でございます。

本事業費の成果といたしましては、小学校、中学校とも同様に、校内で不登校や不登校傾向の児童・生徒の居場所を整備することができました。

また、令和６年度に導入したオンライン教材について、小学校で４６人、中学校では７３人が活用しております。

以上、補足説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

続いて、生涯学習課長、お願いいたします。

○生涯学習課長（高木哲也君）

それでは、生涯学習課が所管いたしました令和７年度歳出決算の補足説明をさせていただきま

す。

議案資料の３４ページ上段を御覧ください。

社会教育管理経費でございますが、生涯学習を推進するために必要な委員報酬をはじめとする経費でございます。

地域学校協働活動推進員の活動に対する謝礼のほか、社会教育委員への報酬などに要した経費となってございます。

地域学校協働活動推進員につきましては、本市では制度開始当初の令和４年度からすべての小・中学校への配置を行っており、児童生徒や学校が抱える課題の解決と、未来を担う子どもたちの豊かな成長のため、学校と地域がお互いに連携し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を進めております。

今後も推進員への情報提供や研修会の実施など、活発な事業展開に向けた働きかけを行ってまいります。

続きまして、３５ページ上段を御覧ください。

家庭教育推進事業費でございますが、家庭内における教育力の向上を図るための取組に係る事業費でございます。

昨年度も、各幼稚園と各小・中学校で、それぞれの保護者のニーズに合わせた講座を開催する地域家庭教育講座の実施のほか、家庭教育アドバイザー２名の方には、親の在り方、子どものしつけ、家庭内のルールづくりなどの講演会を開催していただくなどして、現代社会における様々な問題について家庭と地域が考え、家庭内における教育力の向上につながるような事業を実施することができました。

最後に、３６ページ上段を御覧ください。

ＰＴＡ連絡協議会活動補助金でございますが、ＰＴＡ活動の推進に向けた事業に関し、支援をするための経費でございます。

共働き家庭の一般化による保護者の負担感など、ＰＴＡを取り巻く環境は大きく変化しておりますが、市ＰＴＡ連絡協議会への財政支援を通して、単位ＰＴＡ相互の情報交換や横のつながりの促進のほか、各種研修会の開催により、保護者の学びを通し、児童生徒の健全育成支援や教育効果の向上につながるよう支援を実施いたしました。

以上で生涯学習課の補足説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、これより第３４号議案の質疑・討論に入りますが、こちらも所管ごとに行い、最後に決算全体についての質疑・討論を行います。

では、始めに、教育総務課の決算に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

まず、８ページ、９ページに関連してですが、体育館の改修等が令和７年度で全て終了しています。

神奈川県内でも１５の小・中学校の体育館の改修が全て終わっているというのはなかなか少なく、高く評価できると思います。

併せて、今後に関わることなので、決算とは直接関連しないかもしれませんが、この夏季休業に入ってから、熊本の大きな地震や、千葉県の大雨による大きな被害がありました。

多くの人が亡くなったり、今も避難生活が続いています。

とても残念で、哀悼の意を表したいと思います。

ここで問題になっているのは、避難所となった体育館等における電気です。現在は復旧しているかもしれませんが、電気が通るまで数日かかるような地域もあったようです。

綾瀬市の場合も体育館の整備等が終わりましたが、このように電力の供給が絶たれたときの対応はどうなっておりますでしょうか。

決算とは直接関係しませんが、その部分を教えてください。

○教育総務課長（三田哲郎君）

まず、本市の１０の小学校すべての空調設置が終わったところなのですが、災害時になった場合に、即時切替えではありませんが、空調設備と同時にプロパンガスを設置しまして、プロパンガスを使って発電をする発電機も整備をいたしました。

それによりまして、今回のように地震が発生し、避難所が開設されて準備が整った段階では、３日間程度、通常の運転から半分ぐらいの規模にはなるのですが、３日間は空調が使えるような状況で整備をしております。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

ありがとうございます。

命に関わってきますので、空調、冷暖房について今後もいろいろと配慮していただければうれ

しいと思います。

以上です。

○教育長（袴田毅君）

ほかに教育総務課関連でございますか。

なければ、続きまして、学校教育課と学校給食センターの決算に関しまして、質疑等がございましたらお願いいたします。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

１６ページの奨学金給付事業費ですが、令和７年度と令和６年度で支給人数が変わっているのですが、制度上の規定が変わったのでしょうか。

あともう１点が、奨学金というのは素晴らしい制度なのですが、実際の申請件数がどれぐらいあって、採択率はどのくらいのものなのか、状況がわかったら教えてください。

○学校教育課長（山上貴司君）

二つの御質問に対してお答えしたいと思います。

まず奨学金給付事業につきましては、就学援助事業を抱えながら行っている状況になります。

就学援助事業につきましては、社会情勢を踏まえて認定基準等が変わってくることがございます。

令和７年度の奨学金の基準につきましては、令和５年１０月の基準をもとに、年間の最低生活費を１．２倍した所得限度額を設けて、それによって認定を行っている状況になります。

二つ目の御質問ですが、７年度の奨学金の申請者数は１４５人です。

それに対して、認定者数は１２５人ですので、認定率は８６．２％となっております。

以上です。

○委員（齊藤隆訓君）

奨学金はとても重要だと考えているので、申請している人に対して基準が明確になっていて、適切に奨学金を受けられれば良いと思いました。

ありがとうございました。

○教育長（袴田毅君）

ほかに学校教育課、学校給食センター関連でございますか。

林委員。

○委員（林紀美子君）

１３ページの上段ですが、教職員健康診断経費の中の面接指導が３６万円となっていますが、令和６年度、７年度ともに実施人数が０人となっています。

実績人数が０人であるにもかかわらず、３６万円が支出されているのは、どのような仕組みになっているのでしょうか。

○学校教育課長（山上貴司君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

平成１８年度の労働安全衛生法の改正によりまして、面接の指導が義務づけられております。

それに伴いまして、綾瀬市としては契約を締結している状況になります。

委託先は「綾瀬訪問クリニック」になっております。

その単価契約ですが、神奈川県の医師会産業医報酬規定の産業医最低管理費をもとに、月３万円、１２か月分を掛けて、年間３６万円がかかっている状況になります。

いつでも面接指導ができるような体制を維持している状況でございます。以上です。

○教育長（袴田毅君）

ほかにございますか。

それでは、続きまして教育指導課の決算に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

齊藤委員。

○委員（亀ケ谷由美子君）

２０ページの上段ですが、学校図書館図書購入費が計上されています。

先日の学校訪問で図書室の拡大本について、修理できないほど傷んでいる拡大本がありました。

拡大本を頼りにしている子どもたちがたくさんいると思いますので、ぜひ、新しい本の購入をお願いしたいと思います。

この予算の中に入っていればと思いますが、入っていないのであれば今後追加の予算も考えて

いただければと思います。

これは意見です。よろしくお願いします。

○教育指導課長（高橋健君）

ただいまの御意見についてですが、毎年、各学校に図書購入費の支援を行っております。

その中で、実際に学校がどの本を購入するかにつきましては、学校の図書担当者、学校司書、それから図書館関係の担当教員等で協議して決めております。

学校の方で必要な本はそれぞれ考えていただいて、拡大本が必要ということであれば、主に小学校になるとは思いますが、学校にも声掛けをしていければと考えております。

○教育長（袴田毅君）

実際に見てみて、傷んでいたということで、いただいたご意見でした。

ほかに指導課関連でございますか。

林委員。

○委員（林紀美子君）

２０ページの下段にあります部活動についてですが、先ほどおっしゃられたように、９月から４つの部活が地域展開になっていくかと思います。

来年度以降、予算の構成などはどのように変わっていくか教えていただけますでしょうか。

○教育指導課長（高橋健君）

ご指摘のとおり、地域展開につきましては、今年度９月以降、まずは４つの運動部から地域展開が始まってまいります。

そうした関係で、この事業費に含まれております、例えば指導顧問について申し上げますと、休日分につきましては地域展開になりますので、地域クラブ分になりますので、そちらは減額していく方向になるかと思います。

ただ、平日の部活動はまだ継続してまいりますので、その部分についての指導顧問の報酬につきましては、当然、現状どおり計上していく形になります。

併せて、部活動振興会の補助金につきましても同様に、４つの専門部につきましては、既に今年度から若干減額されていますが、来年度以降、地域展開になって、その分の予算につきましては少しずつ減ってはいきますが、その分、休日の地域クラブを預かるスポーツ課のほうに予算を

移管していく予定です。

また生徒派遣費として、関東や全国大会に出場する生徒に対しての大会参加費や交通費、宿泊費等についても、こちらも順次スポーツ課のほうに予算を移管していき、子どもたちへの支援は継続してまいりますが、教育指導課としての予算としては、少しずつ減っていく方向になると考えております。

○委員（林紀美子君）

もう１点、２２ページ上段の学校災害見舞金支給事業費ですが、学校災害見舞金が小学校２校２名、中学校３校３名に支給されています。

具体的にどのような内容だったのか、差し支えない範囲で教えていただけますでしょうか。

○教育指導課長（高橋健君）

昨年度の見舞金の実績についてですが、小学校の２名につきましては、いずれも永久歯が折れたことに対する見舞金となっております。

また、中学校の３名につきましては、１名が、永久歯が折れて神経を抜く抜髄が必要ということで３万５，０００円、残り２名が、７日以上の入院ということで、１万円ずつをお支払いしている状況でございます。

○教育長（袴田毅君）

よろしいでしょうか。

教育指導課関連で他にございますか。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

指導課に関連して２点お聞きします。

まず、１９ページ上段の、国際教室日本語指導協力者謝礼についてです。

９カ国、１４人分に対応したということですが、どの国が多いのか、その対応の比率について教えてください。本市はベトナム国籍の方が多いと理解しておりますが、子どもたちも同様なのでしょうか。

２点目は、２０ページの学校図書館の図書についてです。

私も、どうしても古い本があるなという印象を持っております。

図書の購入については、国の方から規定があると思います。

基本の冊数プラス学級数によって何冊と決まっているかと思います。

小学校、中学校それぞれの蔵書の目標達成率、充足率がどのようになっているのか教えてください。

○教育指導課長（高橋健君）

まず１点目の国際教室の日本語指導協力者謝礼について、お答えいたします。

昨年度の実績で申しますと、一番多く通訳・翻訳業務に携わったのはベトナム語の通訳の方で、その次に英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語と続いております。

上位で言いますと、やはりベトナム語が最も通訳・翻訳で学校に対して支援をしているという実績になっております。

次に２点目の学校図書館の蔵書数の充足率、達成率についてお答えさせていただきます。

今年の３月末時点の蔵書率をお答えさせていただきます。

こちらもおっしゃったとおり、文科省の学校図書館図書標準を基準として冊数が決められており、小・中学校すべての蔵書率は９３．３％です。

小学校１０校をまとめますと９６．５％、中学校は８８．２％となっております。

小学校によっては１００％を上回る学校もありますし、中学校においても同様ですが、逆に下回っている学校もあります。

毎年、新しい本を購入してはおりますが、蔵書率の計算には、古い本をどれだけ廃棄したかという点も関わってまいります。

例えば古くても読める本をとっておくこともあります。

処分となるとどうしても蔵書率は減っていきますので、蔵書率の数字だけで測れない部分もございますが、なるべく１００％に近づけていけるよう、学校への働きかけは必要だと考えております。

○教育長（袴田毅君）

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

蔵書率が全体で９割を超えていることは素晴らしいことだと思います。

ただ、課長からもお話がありましたように、図書室を見ると、更新されていない古い本も多く

あるように感じました。

新しい本を買ってほしいと自分も思いましたので、各学校への働きかけを、機会があるごとにお願いいたします。

綾瀬市は学校司書が多く派遣されており、学校図書館が大変充実していますので、ぜひ検討をお願いします。

○教育指導課長（高橋健君）

３年間パッケージという形で蔵書数を増やす取組はしていましたので、その時期の伸び率は非常に高かったと認識しております。

やはり本は古くなりますので、それ以上に処分していくということはあると思います。

今のところ蔵書数を増やすための予算を増やすような大きな動きは現在想定しておりませんが、現状の予算規模で、少しでも蔵書数を増やせるよう、学校への働きかけをしてまいりたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

それでは、教育指導課に他にございますか。

なければ、続きまして教育研究所の決算に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

２５ページ上段の、就学前プレスクールについてです。

参加者 15 人とありますが、先程所長からもお話があったとおり、日本語が話せるようになったというお話はとても素晴らしいことで、評価したいと思います。

もう少し成果について、保護者の声や、子どもの実態について教えてください。

○教育研究所長（三橋周作君）

効果としては、簡単な日本語の習得が効果の一つなのですが、併せて、実際に日直の体験をしたり、授業前後の挨拶をしたり、椅子の座り方、鉛筆の削り方、ハサミの使い方など、日本の学校生活で必要なことを学ぶことが出来て、子どもにとっての小学校への不安を大きく取り除けたというところは大きな効果だと思います。

保護者の方からも、「最初はすごく不安そうだった子どもが、回を重ねるたびにとても楽しそうに学習していく姿が見られてとてもうれしかった」、「自分では教えることが出来ないので本当に助かった」という声が聞かれました。

プレスクールとは実質的には関係ないところですが、物的な支援というところで、中古のランドセルや鍵盤ハーモニカなども無料で譲渡をしており、そういった面でもかなり保護者の不安を取り除くことが出来たという点はとても大きな成果かと思います。以上です。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

これは去年から始まった事業ですよね。

○教育研究所長（三橋周作君）

令和７年の１月からです。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

素晴らしい効果が出ておりますので、今年も当然やると思っていますが、対象人数が増えていくと良いですね。

また、保護者の声、学校の声などを記録的に残していますか。

○教育研究所長（三橋周作君）

正式な記録というのは今年度の大きな課題で、実は存在しませんでした。

そこで、こちらで聞き取りを行い、こちらの記録として残してあります。

今年度に関しては、ＡＩＦＡと打ち合わせをしてしっかりと記録を残していくことと日本語指導に関しても明確な基準を設けていなかったので、国が定めるＤＬＡというアセスメントシステムを使って基準を設け、しっかりと学校の方へ繋げていこうと話をしているところです。

以上です。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

大変素晴らしいと思います。

自分も、そのような記録をしっかりと押さえておいて、学校や保護者の声を伝えたり、入った後の様子もつかんでいると今後のためになるかなと思いました。

ぜひ頑張ってください。以上です。

○教育長（袴田毅君）

他にございますか。

続きまして総合教育支援センターの決算に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

総合教育支援センター整備事業に関わって、昨年度の予算を使って、決算でいうと何十億もかけて、素晴らしいものがこの７月１日にオープンされました。

この２か月近くで、何か変わった様子、訪問数や利用者の声などを教えてください。

先ほど研究所にも伝えましたが、利用者の声や成果の記録は、今後のために非常に参考になると思いますので、まずはその２か月間について教えてください。

○総合教育支援センター所長（渡邊倫康君）

この２か月ということで、御回答させていただければと思います。

まず相談件数でございますが、今現在手元にあるデータですと、月ごとに集計をしている関係で、７月、つまり開設、供用開始をしてから１か月の件数が手元にございますが、昨年度、令和７年度は７月の１か月の相談件数が８８件だったものが、今年度、令和８年度は１１５件でございます。

ただ、これは総合教育支援センターができたから増えたのかというところでは、そこは何とも言えないところがあるのですが、概ね今年度４月から、まだ開設される前ですけれども、４月から概ね月大体１０件から２０件ぐらい多めに推移しています。

要因として考えられるのは、各相談員さんにヒアリングをさせていただくと、感覚論ではありますが、支援センターがオープンするからというよりは、１つ１つの案件が少し込み入った、複雑な相談が多くなっており、件数が増えているのではないかというお答えがありました。

ただ、中にはやはり総合教育支援センターができたという広報や様々な場面で目にして連絡をしてくれたという保護者の方も一定数おりますので、そういったところの効果もあるのではないかと考えております。

以上です。

○田中職務代理者

１１５件の相談件数とおっしゃいましたが、それは支援センターが全て、つまりセンター所長の関わる部分だけの件数でしょうか。

あるいは他課の児童青少年支援課等に寄せられる相談も含めた数でしょうか。

○総合教育支援センター所長（渡邊倫康君）

先ほど御回答させていただいた件数につきましては、青少年相談室の部分を除いた件数になりますので、御承知おきいただければと思います。

以上です。

○田中職務代理者

はい、わかりました。

○教育長（袴田毅君）

他にございますか。

続きまして、生涯学習課の決算に関しまして、質疑、討論がございましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林紀美子君）

３６ページ上段のＰＴＡに関して、ＰＴＡの家庭教育推進大会や講座など、３件並んでいるのですが、参加者について、令和７年度の数が記載されていると思います。

増減が知りたいので、令和６年度の参加者の数も教えていただければと思います。

○生涯学習課長（高木哲也君）

この表の中にあるのは令和７年度の実績ものとなりますので、この三つの事業をトータルするとちょうど４００人となっております。

全体で４００人ですので、令和６年度ですとは４６９人、５年度ですと５４７人という事で毎年１５％前後、少なくなっているのが現状でございます。

子どもの数が減っているということもありますし、ＰＴＡ加入率も傾向としては下がっているため、そのような事情が関連しているものと考えてございます。以上です。

○委員（林紀美子君）

保護者の立場から見ても、ＰＴＡの加入率はすごく減っています。

私がＰＴＡの副会長をしていた時も、役員に講座や研修会に参加してもらうことが大変でした。皆が参加できるよう、事業を三つに分けるのではなく、年に１回で、素晴らしい講師を呼ぶなど、何か方法を考えていかないと、今後どんどん人数が減ってしまうと思うので、対策を考えていただけたらと思います。

○生涯学習課長（高木哲也君）

確かに、ＰＴＡの方の負担が大きいことは重々承知しております。

またこの三つの事業の中で、指導者養成講座については総会を開催した同日に行いますので、例年同じような参加人数で推移しているのですが、それ以外に実施している日程のものはなかなか少なくなっているのが現状でございます。

ＰＴＡ団体との共催事業という事ですので、市主導というよりはＰＴＡの方でできるだけ負担がないような形での運営を考えていただく中であれば、共催事業として、同日開催や回数の減も考えられると思うのですが、いずれにしてもＰＴＡの方の負担が大きいという中では、無理なく参加していただいて、継続して行っている事業ではないかというところも考えてございます。

以上です。

○教育長（袴田毅君）

よろしいでしょうか。

ほかに生涯学習課決算についてございますか。

それでは最後に決算全体について、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

第３４号議案の教育委員会関係決算に関わって、まず５ページについて、確認しておきたいのですが、市長部局に関わる社会教育費や保健体育費は含まれないことは十分承知をしております。

それを踏まえたうえで、次の７ページの部分で１０番のなかに教育費が入っています。

これは市の部分、生涯学習課の社会教育関係費用がこの教育費の枠組みに入っているのかを確認したいです。

併せて、決算とは直接関わらないかもしれませんが、今回の夏のように、空調がないとなかな

か厳しい状況があります。

例えば、熊本震災で、避難所生活が嫌だと車の中で過ごして熱中症で亡くなったというケースもありました。

教育費の中には、南部ふれあい会館の空調設備改修が入るのだと思いますが、まずその部分を確認したいです。

また、今後の改修計画について、お金とは関わりませが、生涯学習課の方でお考えがあれば、私もかつて中央公民館に関わっていたので分かるのですが、冷暖房機器がなかなか古くなっています。

今わかる範囲で結構ですので、あれば教えてください。

○教育総務課長（三田哲郎君）

教育費全体の部分ですので、教育費に含まれているという形になります。

○生涯学習課長（高木哲也君）

南部コミセンの空調工事につきましては、市の方では公共建物建築物の予防保全指針を作っておりまして、その中で例えば空調ですと目標使用年数を定めております。

市で定めているのが、２０年経ったら大規模改修という事で、全部交換という基準を設けておりますが、毎年、日常点検や定期点検を繰り返しながら、様子を見て使っているのが現状でございます。

今回、７年度に空調を替えたのは、オープン当時から２７年間使ったところで、６年度に大分ガタが来ておりまして、稼働がうまくいかなくなったところもありますので、７年度当初予算に計上して、全部改修をしたというようなところでございます。

その他の施設につきましても、公共施設再編計画がございますので、その中で大規模改修を、例えば鉄筋コンクリート造の建物ですと６５年の長寿命化というところで、出来るだけ長く使うということでして、計画にあてはめながら、市としても計画的にできるだけ改修計画を進めて行きたいと考えてございます。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

費用がかかるので、すぐに出来るとは思ってはおりません。

計画的にぜひ考えていただきたいです。

今回熊本の地震で、小中学校の一次避難所になっている体育館等を含めて、空調が整備されて

いるのは２０パーセント程度で、一次二次合わせて８割ほどが整備出来ていないために、あのような悲惨な事故につながったものと思います。

予算が掛かるものということは百も承知なので、計画的に順次進めていただきたいと要望としてお伝えしておきます。以上です。

○教育長（袴田毅君）

それでは、全体を通してほかにございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、質疑、討論なしと認めます。

これより第３４号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（　委員の挙手確認　）

○教育長(袴田毅君)

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

（非公開審議）

○教育長（袴田毅君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議、８月定例会を閉会いたします。

午後３時５７分　閉会